

東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 公売無効確認請求上告受理申立て事件
国側当事者・国（東京国税局長）

平成31年1月9日却下・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成30年9月25日判決、本資料・
徴収関係平成30年判決分（順号2018-32））

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成30年2月16日判決、本資料・
徴収関係平成30年判決分（順号2018-7））

決 定

申立人	X
相手方	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
処分行政庁	東京国税局長 藤城 眞

主 文

- 1 本件上告受理申立てを却下する。
- 2 上告受理申立ての費用は申立人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、本件上告状兼上告受理申立書には上告受理申立ての理由の記載がないこと、申立人は平成30年11月7日に上告受理申立て通知書の送達を受けたこと、申立人は前記上告受理申立て通知書の送達を受けた日から50日以内に上告受理申立て理由書を提出すべきであるにもかかわらず、同期間内にこれを提出していないことが明らかである。

よって、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法318条5項、316条1項2号により本件上告受理申立てを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成31年1月9日

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 中西 茂

裁判官 野原 利幸

裁判官 金澤 秀樹